

指定短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人
京都聴覚言語障害者福祉協会

特別養護老人ホーム
いこいの村・梅の木寮

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（京都府指定 第71800023号）

指定短期入所生活介護サービス提供にあたり、「指定介護老人福祉施設の人員、備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）及び「指定居宅サービス事業の人員、設備運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日、厚生省令第 37 号）に基づいて、事業所（施設）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 1～5」と認定された方が対象です。

目次		
1	事業者（運営法人）	2
2	事業所の概要	2
3	施設の概要	3
4	職員の配置状況	3
5	職員の勤務体制	4
6	当事業所（施設）が提供するサービスと利用料金	4
7	利用の中止、変更	8
8	サービス利用料金の減免措置	8
9	利用料金のお支払い方法	8
10	事業所利用の留意事項	8
11	事故発生時の対応について	9
12	相談・苦情の受付について	9
別表1	介護保険対象外サービスの費用一覧	11
別表2	ご利用時の持参荷物	12
別表3	短期入所ご利用時のお薬の準備について（お願い）	13

1 事業者（運営法人）

法人名	しゃかいふく しほうじん きょうとちようかづ ん ごしょうがいしゃふく しきょうかい 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
法人所在地	〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11番64
法人の種類	社会福祉法人
電話番号	0774-30-9000
FAX番号	0774-55-7708
代表者名	理事長 ^{たかだ えいち} 高田 英一
設立年月日	1978年（昭和53年）6月28日
ホームページアドレス	http://www.kyoto-chogen.or.jp/
法人理念	①聞こえとことばに障害のある人ひいては、すべての人々の社会への「完全参加と平等」をめざす。 ②人々の豊かなコミュニケーションと、言語（手話を含む）選択の自由が保障される社会をめざす。
行動指針	①障害者と地域の願いに基づき子どもから大人まで包含した事業の発展をめざし、手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション支援を柱とする総合的な生活支援を展開する。 ②「京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク」をはじめ障害者及び地域組織さらに個人との協力共同運動の拡大を通じて平和で文化的、豊かで明るい日本を築く。 ③集団指導と相互牽制の体制を構築し、民主的な組織運営・職員倫理の確保を行う。

2 事業所の概要

事業所（施設）の種類	指定短期入所生活介護
都道府県知事指定年月日	2000年（平成12年）4月1日指定
都道府県知事指定番号	京都府第71800023号
事業所（施設）の名称	特別養護老人ホームいこいの村梅の木寮
事業所（施設）の住所	〒629-1242 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
電話番号	0773-46-0101
FAX番号	0773-46-0610
管理者名	施設長 ^{そのだ くみこ} 蘭田 久美子
開設年月日	2000年（平成12年）4月1日
ホームページアドレス	http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi/umenoki/index.html
利用定員	14人
営業日	年中無休
相談受付時間	毎日 8:30～17:00
基本方針	①1人ひとりが尊重され、笑顔の花が咲き、心ある対話が飛び交う暮らしを築く ②情報が保障され、生活者が自分で意思決定できる環境を整える ③日々穏やかに、安心して落ち着ける梅の木寮にする ④ご家族、地域の方々、関係者との心のつながりを大切にする ⑤職員が安心して働き続けられる、誇れる明るい職場をめざす

3 施設の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類（室）	居室	食堂兼 共同生活室	居間／談話コーナー	トイレ（個室）	浴室	特浴室	医務室	備考
空の家 風	6	1	1	3	2（一般浴 1、リフト 浴1）	2（但し 本体施設 利用者と 同室）	1（但し 本体施設 利用者と 同室）	
空の家 緑	8	1	1	4				

★居室は全て個室（面積 10.65 m²以上）です。冷暖房完備で洗面台とベッド、タンス、
床頭台が備え付けられています。

★上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられて
いる施設・設備です。（一部基準を超えて準備しています。）

4 職員の配置状況

当事業所（施設）では、契約者（利用者）に対して指定介護福祉施設サービスを提供
する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	業務内容	指定基準 （長期・短期全体での基準）	
		人数	勤務形態
施設長	事業所(施設)の職員等の管理および業務の管理を行います。	1	常勤
生活相談員	契約者(利用者)および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所において必要な役割を果たします。	1	
生活援助員(介護職員)	サービスの提供にあたり、契約者(利用者)の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行います。	35	介護職員と看護職員の総数は、 常勤換算方法で入所者の数が3 またはその端数を増すごとに1 以上。
看護職員	医師との連携のもと、利用者の健康状態を適切に把握するとともに、利用者の健康維持のために適切な措置をとります。	6	
調理員	契約者(利用者)の健康状態に合わせた食事提供の業務を行います。	定めなし	—
栄養士	契約者(利用者)の健康に配慮し、身体の状況および嗜好を考慮した適切な食事の献立を作り、調理方法の指示や栄養指導を行います。	2	1以上
機能訓練指導員	契約者(利用者)が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。	1以上	1以上
事務員	本事業所（施設）の事務業務全般を行います。	定めなし	—
管理宿直員	夜間の管理宿直および必要時に夜勤職員の指示により、介護を行います。	定めなし	—

5 職員の勤務体制

従業者の職種	標準的な勤務時間	標準的な人数
施設長	8：15～ 17：00	1名・常勤
介護職員	日勤 7：15～18：00の間で8時間	1～2名
	遅出 10：15～21：00の間で8時間	1～2名
	夜勤 16：15～ 翌9：15	2ユニットあたり1人
看護職員	早出 7：15～ 16：00	1人
（指定介護老人	日勤 8：15～ 17：00	1人
福祉施設と兼ねて）	遅出 9：15～ 18：00	1人
※ご利用中の体調変化など緊急の場合は、上記勤務時間以外にも24時間電話相談に応じます。		

6 当事業所（施設）が提供するサービスと利用料金

当事業所（施設）では、契約者(利用者)に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険給付によるサービス（利用料金が介護保険から給付される場合）

（２）介護保険給付外サービス（利用料金の全額を契約者に負担いただく場合）

（１）介護保険給付によるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険利用者負担割合に応じて介護保険から給付されます。

介護保険給付サービスの概要		
サービス	内 容	備 考
食事介護 栄養管理	・食事等の介護とあわせて、管理栄養士による栄養管理をします。 ・食堂または居室で食事をとっていただくことができます。	＜食事時間の目安＞ 朝食：7時15分～ 昼食：12時～ 夕食：18時～ ※ご希望により時間の調整も行います。
入浴支援	週2回以上入浴していただけます。介助も行います。寝たきりの方も、寝台浴での入浴ができます。	一般浴槽／リフト浴槽 寝台浴槽あり
生活介護	着替え、排泄、食事等の介助、オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等	短期入所計画書に沿って必要な介護を行います
健康管理	・看護職員に日常の健康管理や健康相談を受けることができます。	
自立への支援	・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・生活のリズムを考え、起床時・就寝時の着替えを行うよう配慮します。	
生活行事 余暇活動	契約者（利用者）の希望によりレクリエーションや行事に参加していただけます。	＜主な行事予定＞ 7月一納涼祭

		9月－敬老お祝い会 10月－いこいの村まつり 12月－クリスマス 1月－新年会 3月－慰労会（1年を振り返る） その他 棟内でのレクリエーション等
--	--	--

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

契約者（利用者）の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（7割～9割）を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、契約者（利用者）の要介護度に応じて異なります。）

利用者（ユニット型個室）						（単位数）	
介護保険利用料						※左記「介護保険利用料」と「その他の加算」の1か月合計×	
	施設利用料	看護体制加算	夜間職員配置加算	サービス提供体制強化加算	その他の加算（下記 ※ 該当者）	介護職員処遇改善加算Ⅰ	14.0%
要介護1	704	1日	1日	1日			
要介護2	772	4（Ⅰ）					
要介護3	847	+			+		
要介護4	918	8（Ⅱ）	18	6			
要介護5	987						

☆看護体制加算（Ⅰ）…本体施設に常勤看護師を1名配置している場合に算定

☆看護体制加算（Ⅱ）…看護師の配置基準数+1名以上配置、かつ24時間の連絡体制を確保している場合に算定

☆夜勤職員配置加算…介護老人福祉施設利用者含む利用者総数に対して必要な夜勤職員配置+1名以上の配置がある場合に算定

☆サービス提供体制強化加算（Ⅲ）…看護職員・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が75%以上の場合に算定

☆介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇改善に取り組んでいる施設に対し給与面改善に用いるための加算

その他の加算（個別で該当する場合にのみ対象）			
加算内容	単位数	対象者	備考
送迎加算	1回 184 単位	送迎が必要な利用者（綾部市内の範囲で）	送迎 1 回に対する加算 居宅と事業所間送迎のみ算定。
若年性認知症利用者受入加算	1日 120 単位	65 歳未満の認知症の診断を受けられた利用者	利用者ごとに個別に担当者を定め、担当者中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合に算定。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可。

認知症行動・心理 症状緊急対応加算	1 日 200 単位	「認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当である」との医師の診断を受けた方	7 日を限度として算定。 介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携し、契約者または家族の同意の上で短期入所を利用開始した場合に算定。 ※医療機関や老健等から直接利用に繋がった場合は算定不可。
緊急短期入所受入 加算	1 日 90 単位	緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と介護支援専門員（ケアマネジャー）が認めた方	7 日を限度として算定。（但しやむを得ない事情がある場合は 14 日） 利用者の状況や家族等の事情等により、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。緊急時の場合専用居室以外での静養室での受け入れが可能。
療養食加算	1 回 8 単位	・減塩食療法（高血圧症を除く）／肝臓病食／胃潰瘍食／貧血食／高度肥満症に対する食事療法／特別な場合の検査食／脂質異常症食 上記対象者	1 回＝1 食につき算定。 医師から発行される食事箋に基づき、該当する食事を提供した場合に算定。（利用ごとに医師の食事箋が必要。）

※送迎について…通常の送迎実施区域は綾部市内としますが、聴覚言語障害者および難聴者の場合は通常の実施区域を越えて送迎を実施します。綾部市外からの送迎の費用は別途必要となります。綾部市境を越えたところより、1 キロメートルあたり 30 円をご負担いただきます。また高速料金等道路通行料についても別途必要となります。

★契約者（利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者（利用者）の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者（利用者）の負担となります
それぞれのサービス料金については、別表のとおりとします。

介護保険給付外（利用者負担）サービスの概要		
サービス	内 容	料金／備考
居住に要する費用	当事業所および設備をご利用されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備などの原価償却費等）をご負担していただきます。	1日 2066円 ※介護保険負担限度額 認定適用の場合は認定証に記載された額
食事の提供（食材料および調理費）	普通食、おかゆ、おにぎり、刻み食、ミキサー食、病気による療養食などを身体状況に合わせて提供します。	朝食／415円 昼食／515円 夕食／515円 ※介護保険負担限度額 認定適用の場合は認定証に記載された額（1日利用分合計が記載額に満たない場合は利用分合計額）
飲み物提供代	飲物の提供にかかる費用をご負担頂きます。	1日 140円
特別な食事の提供	契約者（利用者）の希望により特別な食事の提供ができます。	費用実費
理髪	理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。	費用実費 ※毎週木曜午前（基本）
外出支援	契約者（利用者）の希望により外出の援助をします。	職員引率費用として 1400円／時間 ガソリン代として 30円／Km
日用品の購入 費用支払代行	契約者（利用者）の希望により日常生活用品の購入および費用支払代行を行います。	必要物品費用実費
移送にかかる費用	送迎実施区域を超えて送迎を実施した場合に、かかる費用をご負担いただきます。	ガソリン代として 30円／Km 高速道路利用料実費
家電製品利用	利用を希望される契約者（利用者）が、居室内で冷蔵庫・テレビ・こたつ等を利用される場合	電気使用量にあわせて 別表の通り
介護保険給付対象外サービスの利用料	利用限度額超過や保険対象外の際に、緊急時など状況に応じてサービス利用が必要な場合、給付対象外サービスを利用していただけます。	利用料（10割負担）

7 利用の中止、変更 前日連絡

- (1) 利用予定期間の前に、契約者（利用者）の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更される場合は、予定利用日の前日までに事業者に出してください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

取り消し料／当日の利用料金の自己負担相当額 1 日分

※利用予定日の前日までに申し出がなかった場合に適用されます。

契約者（利用者）の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 利用予定日の前日の 18～19 時頃に、契約者（利用者）とご家族の発熱の有無、体調などを伺い、迎えの時間を連絡します。体調の変化、ご利用中の注意事項などがあれば、お伝え下さい。

8 サービス利用料金の減免措置

介護保険法令による各種減免措置があります。市町村の介護保険担当窓口申請の上、発行された証書を事業所（施設）に提示していただく必要があります。

9 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算し、請求書と明細を付して翌月 10 日頃に契約者（利用者）に通知しますので、ご利用期間分の合計金額を下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

自動引落	金融機関にお手続きいただき毎月 20 日に引き落としができます。 (利用可能な金融機関：ゆうちょ銀行・JA・北都信用金庫・京都銀行)
口座振込	施設が指定する金融機関口座へ振り込んでいただきます。 (手数料は利用者のご負担となります)
現金払い	施設に直接持参いただき、窓口でお支払いいただけます。

10 事業所利用の留意事項

当事業所（施設）のご利用にあたって、事業所に入所されている契約者（利用者）の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守りください。

来訪・面会	面会時間／10：00～16：00 ・来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 ・来訪された場合、面会名簿にご記入ください。
外出	外出される場合は、事前にお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償してい

	ただくことがあります。
所持品の管理	別表「ご利用時の持参物品」を参照してください。 荷物の取り扱いには十分気をつけて対応いたしますが、複数名の方が利用されますので持ち物には名前をご記入ください。
現金等の管理	現金の管理は致しかねます。ご自身で管理いただき不要な現金や貴重品は持参されないようお願いします。

1 1 事故発生時の対応について

- (1) 契約者（利用者）に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村等、契約者（利用者）の家族等、契約者（利用者）の担当居宅介護支援専門員、担当医あるいは協力医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、必要な賠償等を行うものとします。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに管理者（施設長）に報告します。

1 2 相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所（施設）における相談・苦情の受付

相談・苦情受付担当者	相談員 わたなべ やすゆき 渡部 泰之
相談・苦情受付責任者	施設長 そのだ くみこ 蘭田 久美子
受付日時	月～金 8：30～17：00

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

綾部市福祉保健部 高齢者支援課

所在地 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

電話番号 0773-42-4261

FAX 0773-42-0048

国民健康保険団体連合会

所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町 620 番地

電話番号 075-354-9050

FAX 075-354-9055

[illegible]

<別表1>

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明別表
【介護保険対象外サービスの費用一覧】

2024/8/1 改定施行

特別養護老人ホーム・いきいの村梅の木寮

サ ー ビ ス 内 容		費用【単位:円】	
光熱水費相当額及び室料	新型(ユニット型)個室	2066 円/日	
食事(食材料及び調理費)	朝食	415 円/回	1 食あたり
	昼食	515 円/回	1 食あたり
	夕食	515 円/回	1 食あたり
飲み物の材料		140 円/日	10 時・15 時のお飲物の費用
特別な食事の提供		適宜	※行事食等時価
理容師の出張による理髪サービス	カット	1500 円	1 回あたり
	カット丸刈り	1000 円	1 回あたり
	顔そり	500 円～	1 回あたり
希望により行う外出の付き添い		1400 円/h	1 時間につき
移送費用 (綾部市を越えて京都府内の範囲に限る)	燃料費	30 円/Km	1Km につき 30 円
	高速道路通行料金	実費	※高速利用実費
家電製品使用料	こたつ	80 円/日	
	テレビ	20 円/日	*機器貸出数台あり
	あんか・電気毛布	20 円/日	
	扇風機	20 円/日	
	加湿器	20 円/日	
	CD ラジカセ	10 円/日	
	ヒーター	80 円/日	

※個別で費用が発生するサービスがある場合は、費用の概算を事前にお伝えします。

＊いこいの村・梅の木寮 短期入所 ご利用時の持参物品＊

物 品	数	備 考
普段着	3セットまで	
パジャマ	2セットまで	
下着	3セットまで	
＊バスタオル	1枚まで	リースのタオルもご利用いただけます（無料）
＊フェイスタオル	3枚まで	リースのタオルもご利用いただけます（無料）
上履き		かかとのある靴をお勧めします（リハビリシューズなど）
歯ブラシ		
コップ		
くし		
ひげそり（男性）		介助での髭剃りをご希望の方は電気シェーバーをご準備ください。
入れ歯		日頃からご使用の方のみ
杖・老人車・車いす		日頃からご使用の方のみ
めがね・補聴器		日頃からご使用の方のみ
いこいの村専用 短期入所・デイサービス 連絡簿ファイル		所定の連絡用紙等に宿泊前日～当日の様子等をご記入ください。
お薬（服薬・処置薬）	宿泊日数分	日頃からご使用の方のみ ＊お薬は医師の判断で処方されており代替えがきません。 普段ご使用の方は必ずご持参ください。

持ち物には必ず「お名前」をご記入ください。よろしくお願いいたします。

（梅の木寮は複数名の方々にご利用いただいております。荷物の取り扱いについては十分に気をつけて対応させていただきますが、無記名の場合は紛失しかねませんことを予めご了承ください。）

＊梅の木寮短期入所では洗濯・乾燥をしております（サービスに含まれています）。
衣類は上記の数を上限としてお持ちください。

＊紙おむつ・紙パンツ・パット類は梅の木寮でご準備いたします。
（「特別サイズ」や「メーカー指定」等、特別な配慮が必要な場合は相談員にお申し付けください。）

＊現金や保険証等の貴重品は基本不要です。ご自宅で保管をお願いいたします。

＊ご利用者様が愛用されているものを別途持参される場合については、相談員までお問い合わせください。

＊家電製品を持ち込まれる場合（テレビ・こたつなど）は別途家電使用料（電気代相当分）がかかります
ことをご了承ください。

特別養護老人ホーム いこいの村・梅の木寮 短期入所

短期入所ご利用時のお薬の準備について（お願い）

いこいの村梅の木寮短期入所（ショートステイ）では、健康やお命にもかかわる大事な
なお薬につきまして、下記の内容で準備いただきますようご協力をお願いしております。

1 内服薬の持参数について

利用日数分のご持参をお願いいたします。

2 内服薬の一包化のご協力のお願い

短期入所では誤薬を防ぐため、飲む時間に合わせて個人毎に一包にしておりますが、煩雑な作業となっています。

病院でご相談いただいたら、一回に飲む複数の薬を薬局で一包にしてもらうことが可能です。

一包化することでご自宅でも扱いやすくなると思われます。可能な限りご協力お願いいたします。



**いっぽうか
一包化って何？**

飲む時期が同じ何種類かのお薬（カプセルや錠剤）を、一回分ごとにパックしてお渡しすることです。
飲み間違いや錠剤の粉失がなくなります。
お気軽に受付にご相談ください。

※服用直前まで開封できない薬は一包化できません。

3 お薬の情報書（薬情）の持参のお願い

お薬は医師の指示で変更となることがあり、変更後の情報を把握することが健康を守る上で必要になります。薬局で渡されるお薬の情報書を短期入所利用時にもご持参ください。（お薬手帳でも構いません。）



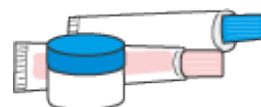
4 点眼薬や軟膏・湿布等「外用薬」の取扱いについて

（1）外用薬にも氏名の記載をお願いいたします。

（小さなものは名前シール等の添付でも構いません。）

（2）外用薬は現在使用されているもののみを持参してください。

特に塗り薬を複数利用している場合などはどこに何を塗るか連絡簿等に記入をお願いします。



年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
名 称 指定介護老人福祉施設 いこいの村・梅の木寮
説明者職名・氏名 管理者（施設長） 蘭田 久美子 印

私は、本書面に基づいて事業者（施設）から重要事項の説明を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。あわせて費用の支払いに関しても書面通りに支払う事を同意いたします。

<契約者>（利用者）

住 所

氏 名 ⑩

（※署名代行の場合代行者名）

氏 名

<連帯保証人>

住 所

氏 名 ⑩